

Title	J・A・ハウストン著『国際連合におけるラテン・アメリカ』
Sub Title	John A. Houston : Latin America in the United Nations
Author	賀川, 俊彦(Kagawa, Toshihiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.11 (1959. 11) ,p.75- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19591115-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

John A. Houston :

Latin America in the United Nations.

Carnegie Endowment for International Peace,
United Nations Study No. 8, New York, 1956

J・A・ハウストン著

『國際連合におけるラテン・アメリカ』

Ⅰ カーネギー國際平和基金 (Carnegie Endowment for International Peace) による國際連合研究シリーズは一九四七年以來、國際連合の機構、機能ならびに活動狀況などに關する多様な出版を試みてきた。その第八番目に頭書のごとき適題のもとに選ばれたのが本書であるわけだが、これまで當シリーズに扱われたテーマがいずれも総合的視野からの國連研究であることを考えると、はじめて特殊なケースとして地域的構成諸國を、その中でも特にラテン・アメリカン・ブロックを取り上げた本書は、まづたくの異色篇であることに氣がつく。國連内においてラテン・アメリカ諸國のブロック的存在が占める位置、壓力グループとしての特殊性、ある

いはまた公正な國際法の監視グループとしての役割など、こういつた實際政治上の事柄に關しては、これまでほとんど知られていなかった。したがつて、本書における分析的研究が、重要な國際連合の一断面を見せつけるものとして、本書に寄せられた期待には大なるものがあつた。

じつさい、ラテン・アメリカ二〇カ國の國際連合における投票記録は、基本的理念において強力な結合的感覺を示すものである。過去における喧騒の絶え間なき國內、國際の両面の關係を知る者たつて、この事實はまづたく驚異的なものといわねばなるまい。この結束への傾向は、未だ絶對的というにはほど遠いものがあるが、社會的正義、經濟的發展、それに倫理的・法律的保障の確立に覺醒した諸國による相互的協力の實際面には強く表明されている。國連討議の場においても、これら諸國代表は國內管轄事項に關する自決主義、不干渉ならびに非干渉の原則、法の平等主義などの立場から、地域の自治權の享有を終始主張して弱小諸國の權利を擁護し、またとかく大國主義に走りやすい偏向を修正することによつて世界平和を法的均衡の上に保つように努力してきた。第二次大戰の終焉とともに發足して以來今日までの十餘年間、多事多難な歩みを辿つてきた國連において、これらラテン・アメリカ諸國の結集的努力、その具現であるブロック票の貢献は多様かつ多大であつた。

本書の構成は全五章に分たれている。

- 一、サン・フランシスコ
- 二、平和と安全の維持
- 三、從屬諸國民
- 四、生活水準の向上
- 五、人權

著者、ジョン・A・ハウストンは一九四九年から一九五四年まで the University of Mississippi 政治學科の助手、助教授を經、一九五四年 Knox College (Galesburg, Ill.) の國際關係學ならびに政治學關係の學部長に迎えられた新進氣鋭の學者である。著書には「國際連合とス페인」(The United Nations and Spain, issued from the Journal of Politics, Nov. 1952) がある。

なお、本書に懇切な序文を献呈した Ricardo J. Alfaro は、ナマ共和國大統領、ハーグ常設仲裁司法裁判所判事などの要職を經て、サン・フランシスコ會議にさいしては國際法委員會議長を勤めており、著書には An International Criminal Jurisdiction, Definition of Aggression などがあつる。

本書の内容を紹介するにあつて、ここでは、各章を通して著者の意圖したであろう次の二つの設問から重點的にそれぞれの回答を探つてみよう。

(→) ラテン・アメリカ諸國は國際連合憲章の起草にとつていかなる貢獻をなし、またいかにして弱小國としての自らの立場を強化しようとしたか。

(⇒) いかなる問題に對して、かれらは國家ブロックとして、あるいは個別的國家として投票してきたか。

二 すでに第二次大戰中から、戰後設立さるべき國際組織に對するラテン・アメリカ諸國の熱望と期待には並々ならぬものがあり、一九四二年リオ・デ・ジャネイロに開催された第三回アメリカ外相會議は「アメリカ國際司法委員會」(The Inter-American Juridical Committee)を設置、これに「半球の法的諸問題の検討」と並んで「戰後の國際組織と安全保障に關する具體的勸告の準備」を委託することになった。半世紀以上もの貴重な經驗をもつ米洲機構として新たに發足する世界的國際組織の母體たらしめようとのかれらの積極的意気込みがこの委員會の活動にみられるとして、著者はおつばらその記録を追究する。

「アメリカ國際司法委員會」の起草になる「戰後の諸問題に關する勸告案」(The Preliminary Recommendations on Postwar Problems)は國際組織に對するアメリカ諸國の態度を表明したステートメントである。これは國際連盟の失敗した要因を多角的な立場から分析し、その論理的歸結から抽出した一四項目からなる勸告

案であつて、「實力行使の否認」、「集團保障の效果的制度」、「勢力均衡制度の放棄、ならびに軍備制限」、「政治的・經濟的帝國主義の排除」、「政治的・經濟的植民主義の排除」などをその主要項目とする。この勸告案は「合衆國の見解に相當な影響を及ぼしたが、それと同時に、この勸告案は國際的共同體の固有の組織に關するラテン・アメリカの根本的哲學を表明したもの」(一三頁)であつた。

だが、一方、ラテン・アメリカ諸國のこうした熱心な働きかけにもかかわらず、國際組織のための事實上の準備的會談となつたダンバートン・オークス會談にかれらは招聘されなかつたのである。これが小國の立場を無視して大國主義に基づくこうとする何よりの表われであるとして、かれらの憤激を煽るに決定的なものとなつた。一九四五年二月二日―三月八日の間にメキシコ・シテイの郊外にあるチャプルテペク(Chapultepec)において開催された「戰爭と平和に關するアメリカ國際會議」は有名な「チャプルテペク協定」を生んだ。これにはダンバートン・オークス提案に對して多くの點で對抗的意圖が含まれており、大國主義に反對して弱小諸國の立場を法的平等の上に立たしめようとのラテン・アメリカ諸國のレジスタンスの表明でもあつたのである。

「チャプルテペク協定」の主張は、さきの勸告案に比して、重點的移行がみられるとともに多分に集約化ないし尖鋭化されている。

大まかにいえば、それは「地域的自治權の強調」と「安全保障理事會における拒否權の排除、ならびにその構成上の問題（理事國の議席を一五に擴大し、これにできるだけ多數のラテン・アメリカ國を加えようというもの）」の二點に絞ることができ、このような準備的段階を経て、また二つの基本的立場をもつてかれらはサン・フランシスコ會議に臨んだのであつた。

サン・フランシスコ會議では「國際連合の指導原則と目的を構成するためにラテン・アメリカ諸國は積極的役割を演じ、かれら自らの（米州機構の―筆者註）諸概念や理念にもつとも密接に作り上げようと努めた」（二〇頁）。ラテン的遺産である古典的倫理概念を傳統としてもつかれらが、法的概念を第一に強調したのであることはいうまでもない。著者はこの點を、(1)實力行使の限界と諸國の權利義務、(2)法的平等、(3)國內管轄權ならびに非干涉、の三つの立場からラテン・アメリカ諸國の活躍ぶりを詳述している。だが、國連の基本的原則の形成に寄せたかれらの努力はほとんど成功しなかつた。「法の役割は力説されず、絶對的な法的平等の概念は拒否され、國內管轄權の範圍は決定を支持するに充分な力と票とをもつた諸國によつて定められるがままであつた」（二六頁）。

しかし、このことはサン・フランシスコ會議における課題のほんの一局面であり、またラテン・アメリカ諸國の豫期していたことで

もあつたにちがいない。だからこそ、かれらは當初からさきに述べた二つの基本的立場に戦線を縮小して滿を持したのである。だが、その二つの立場ですらかれらの作戦だつたのであり、極端な表現を用いれば、かれらは二刀流を使つたのだといふことができる。「安全保障理事會における拒否權、ならびにその構成上の問題」に敗れるや、かれらは「地域的自治權の強調」を最後の抵抗線として戦い、遂には見事にこの主張を貫徹した。ダンバートン・オークス提案が地域的取極事項を消極的に認めたにすぎなかつたのに比し、國連憲章においてはこれを積極的に認めている。今日にして國連憲章における地域的取極の死活的な重要事項なることを考えるとき、ラテン・アメリカ諸國の功績は高く評價されなくてはならない。

さきに述べた勸告や協定を通じて、またサン・フランシスコ會議に臨んでからの實際的活動を通じて、ラテン・アメリカ諸國は國連憲章の起草に數々の貢献をなした。諸機關の特別權限の規定問題、アルゼンチン加盟問題、安全保障理事會の構成問題など、この成否はとにかくとして多くの重要問題に對し終始一貫、自らの信念を主張し續けてきたかれらの鮮やかな足跡は見逃すことはできない。しかし、見方によれば、こうした多大の貢献はとりもなおさず弱小諸國としてのかれらの立場を強化するための便法にすぎないとの見解も成立する。かれらが自らの利益を保持し増大させるために積極

的だつたことは疑うことができない。だが、國連という國際社會の一般的枠組内においては、こうした非難は當をえないのではなからうか。要は手續上の問題であつて、その點かれらは終始、大國主義の壓力に押されがちな中にあつても、常に民主的の手續方法を奉じかつ従つてきたのである。このことは本書の全篇を通じて詳細に報告されているし、同時に Power Politics における諸國間の葛藤をも充分に窺ひ知ることができぬ。

三 國際連合の發足時にあつては五〇ヵ國の加盟國中、その五分の二にあたる二〇ヵ國は實に西半球、それもラテン・アメリカ諸國によつて占められていた。共通の民族構成、共通のラテン的傳統、言語、宗教、それに共通の歴史と政治形態をもつかれらが、共通の利害關係に立ち、共通の理念を抱いていたことは言を俟たない。

かれらはあらゆる地域的グループの中、自らの表決力が最大であることを充分に意識していた。Ricardo J. Alfaro は本書に献じた序文において「重要問題を討議し採決する總會の開催される前に、ラテン・アメリカの代表者たちは豫め非公式に集會して議題を討議し、かれらの採るべき態度を話し合ひ……同一票を投ずることの協定に達していたことは事實である」と斷じている。しかし、往々にしてこの豫備會談が各政府面における判斷の基準の相違を推し進める結果を生んだことも事實である。ラテン・アメリカにおける

革命と獨裁の特殊な政治的事情の故に、諸國政府は大眾輿論によつて政策作成が阻止されることは比較的に免がれてはいたが、各國の國家的ないし政黨の利害關係、あるいは諸國間の外交關係によつてブロックが鋭く分裂したこともある。國連において投じられたラテン・アメリカ票中には、すべてこういつた事情が反映されている。

ラテン・アメリカ諸國が國家ブロックとして纏つた票を投じた問題は、大ざつばにいつて、かれらの集團の生活に直接關與する事項か、もしくはかれらのどの一國にも特別の利害を及ぼさない事項に分けることができよう。前者に屬するもののうち主要な事項としては、第一にサン・フランシスコ會議における地域的取極の問題（四六一—五〇頁）、第二にアルゼンチンの國連加盟問題（二七一—九頁）がある。また、多くの機關や委員會などの議長席にできるだけ多くのラテン・アメリカ人を送り込むためにも、かれらは擧つて團結している。一方、後者に屬するものとしては、かつてはかれらをもその桎梏のもとに呻吟せしめた植民主義に對する反感からして、一九四六年にオランダの支配下から蹶起したインドネシア問題（一八五頁）、トーゴ・ランドをはじめとした西南アフリカにおける植民地問題（二二二—二二頁）、一九四九年のブルガリア、ハンガリー、ルーマニア三國による人權擁護のための提訴問題（二八三頁）など多くの項目が擧げられる。もつとも、同じ植民地問題にしても、モ

ロッコとチュニジア(一九八一—二〇九頁)、ならびにキプロス島(一九一二—二二頁)などの騷擾事件に關しては、問題の多様性、國連提訴手續ないし資格といつた點で見解に微妙な相違がみられたのであるが。

また、ラテン・アメリカ諸國の票が個別的に分散された事項としては、國連加盟國の權利と義務に關する宣言(二二—二二頁)、侵略の定義(一五〇—一四頁)、條約の改正(四三頁、一五四—一六頁)、國際司法裁判所の強制規制(五四—一六〇頁)などの法律問題を主要なものとして擧げることができる。こうした見解の相違は、概してかれら自らの國內法規に抵觸したり、多様化された人權問題、スペイン問題、グアテマラの危機といつた利害關係の比較的に密接な事項に多くみられる。

しかし、いづれにせよ、ラテン・アメリカ諸國のブロック票に連帶と親睦の意識が底流をなしていたことは事實である。それがために、國連の創設當初の加盟國總數の五分の二を占めていたかれらの動向は、常に注視を浴びていたのである。その後、加盟國が増加されたため、最近ではその割合が七分の二に減少した。しかし、この數字上の力の減小は知性力の増強によつて充分埋め合わせることもできるものであることを、著者は本書の末論において強調している。そして、最後に、國連におけるラテン・アメリカン・ブロック

票は世界平和を強化するために、正義と法の支配する國際社會建設のためにこれまで投じられてきたし、今後もこの基本的態度が維持されるにちがいないとの希望の觀測とともに、次の言葉をもつて本書を締め括つている。「ラテン・アメリカン・ステイツメンが、單にかれらグループの利益だけでなく、全加盟國の利益をも同様に促進せしめるために、かれらに與えられた力を用いるよう冷靜な責任感に徹せられることを祈つてやまない」(二九六頁)。

四 おわりに、本書に對する筆者の私見を述べておこう。本書は概觀するに、全體的な統一性ととも均衡のとれた解説書として良書であると思う。著者の挑戦的なアプローチも充分賞讃に價するし、問題の時事的な取り上げ方は明瞭さと讀みやすさとに役立っている。また、極彩色の文學的スタイルには眩惑させられるとはいへ、本書の魅力を増すものではあつても損なうことにはならない。だが、その反面、時たま不注意な校正のためにせつかくの華麗さも艶消し……といつた部分に出くわすのは如何ともいただけない。ラテン・アメリカ諸國の國連における過去一〇年間の投票記録表、種々の統計、詳細な索引、参考文献目録は卓越しており、この領域の研究にとつて好材料となるだろう。

しかし、内容的にいって、現代的諸問題を研究する上においては最大の難關ではあるけれども、國際關係の絶えず流動するゲームに

おける究極目標としての直接的檢證 (the test of immediacy) に本書も失敗している。國際連合の創設期に集中した著者の意欲的なアタックはまず成功したといえるだろうが、後半、特に第八、九、一〇回會期に關する檢證はまつたく乏しい。もつと多くの背景的资料が望まれるし、また入念に選衡された資料との充分な檢證にこそ、われわれの興味が繋がるものではないだろうか。これなくしては、いわゆるジャーナルなる範疇に類別されてもやむをえないだろう。

さらに、本書の紛れもない弱點は深さに缺けていることである。本書は國際關係學の立場から論ぜられ、その分野では相當の成功を収めている。だが、欲をいえば、國際法の立場からも多くの問題點を指摘し論及して欲しかった。また、政治學の分野における最近の發展には目覺ましいものがあるが、いわゆる機能概念としての極化的現象（極化的現象）といった角度からも分析するならば、本書はさらに輪郭のすつきりしたものとなつたにちがいない。

いま一つ、本書は根本的な失敗を犯している。本書は國際連合の創設期およびその後一〇年間におけるラテン・アメリカ諸國の役割を分析するを目的としたことは再三繰返した。しかし、同時に世界的協力の成功または失敗の評価をも目的として、著者は「完全性よりもむしろ選擇性」にアプローチの手段を選んだはすである（序

文、七頁）。にもかかわらず、その効果は完全といつてよいほど本書の視野外にあるようである。筆者は、著者のなみなみならぬ努力に滿腔の敬意を表するものであるが、同時に、本書が全體的部分的に不問のままに残した多くの問題點に對して、さらに徹底した學究的追究が導かれるよう願つてやまない。

（賀川俊彦）

中村菊男著

『現代政治の實態』

——その理論的背景と現實——

政治學は科學であるか？ 通常、政治學者は、屈辱的に、否と答えるであろう。だがそれは、きわめて曖昧な問い方であるように思われる。というのは、そこには、『政治學』とか『科學』というものによつて、なにを意味するかがあきらかでないからである。いま、屈辱的にといつたのは、『科學』という言葉に對してであることはいうまでもない。それが、自然科學におけるように、普遍安當的法則に關連する嚴密な理論體系というものを意味するとすれば、現在のところ、政治學における法則的一般化は、そのような意味で、科